



# 鳥取県公報

平成17年7月12日(火)

号外第104号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

<b>条 例</b>	鳥取県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例 (48)(情報政策課).....	5
	鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例(49) (市町村振興課).....	7
	鳥取県立人権ひろば21の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例(50) (人権推進課).....	13
	鳥取県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例(51)(協働推進室).....	15
	鳥取県男女共同参画推進条例の一部を改正する条例(52)(男女共同参画推進課).....	16
	鳥取県立夢みなとタワーの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例(53) (観光課).....	16

### ==== 公布された条例のあらまし ====

鳥取県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例の新設について

#### 1 条例の新設理由

- (1) 民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律(以下「電子文書法」という。)が施行され、法令の規定により民間事業者等が行う書面の保存等については、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法(以下「電磁的方法」という。)により行うことができることとなった。
- (2) 電子文書法の規定により、地方公共団体は、条例等の規定により民間事業者等が行う書面の保存等について、必要な措置を講ずることその他の必要な施策の実施に努めなければならないこととされている。
- (3) (1)及び(2)を受け、電磁的方法による情報処理の促進を図るとともに、書面の保存等に係る負担の軽減等を通じて県民の利便性の向上を図り、もって県民生活の向上及び県民経済の健全な発展に寄与するため、条例等の規定により民間事業者等が行う書面の保存等に関し、電磁的方法により行うことができるようにするための共通する事項をこの条例で定める。

#### 2 条例の概要

(1) 目的	この条例は、条例等の規定により民間事業者等が行う書面の保存等に関し、電磁的方法により行うことができるようにするための共通する事項を定めることにより、電磁的方法による情報処理の促進を図るとともに、書面の保存等に係る負担の軽減等を通じて県民の利便性の向上を図り、もって県民生活の向上及び県民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。
(2) 定義	この条例において用いる用語の意義を定める。
(3) 電磁的記録による保存	民間事業者等は、保存のうち当該保存に関する他の条例等の規定により書面により行わなければならないとされているものについては、書面の保存に代えて当該書面に

	<p>係る電磁的記録の保存を行うことができる。</p> <p>により行われた保存については、書面により行わなければならないとした保存に関する条例等に規定する書面により行われたものとみなして、当該保存に関する条例等の規定を適用する。</p>
(4) 電磁的記録による作成	<p>民間事業者等は、作成のうち他の条例等の規定により書面により行わなければならないとされているもの(当該書面等が条例等の規定により保存をしなければならないとされているものに限る。)については、書面の作成に代えて当該書面に係る電磁的記録の作成を行うことができる。</p> <p>により行われた作成については、書面により行わなければならないとした作成に関する条例等に規定する書面により行われたものとみなして、当該作成に関する条例等の規定を適用する。</p> <p>の場合において、民間事業者等は、他の条例等の規定により署名等をしなければならないとされているものについては、県の機関が定める氏名又は名称を明らかにする措置をもって当該署名等に代えることができる。</p>
(5) 電磁的記録による縦覧等	<p>民間事業者等は、縦覧等のうち他の条例等の規定により書面により行わなければならないとされているものについては、書面の縦覧等に代えて当該書面に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類の縦覧等を行うことができる。</p> <p>により行われた縦覧等については、書面により行わなければならないとした縦覧等に関する条例等に規定する書面により行われたものとみなして、当該縦覧等に関する条例等の規定を適用する。</p>
(6) 電磁的記録による交付等	<p>民間事業者等は、交付等のうち他の条例等の規定により書面により行わなければならないとされているもの(当該交付等に係る書面等が条例等の規定により保存をしなければならないとされているものに限る。)については、書面の交付等に代えて県の機関が別に定める電磁的方法により当該書面に係る電磁的記録に記録されている事項の交付等を行うことができる。</p> <p>により交付等を行おうとするときは、あらかじめ、当該交付等の相手方に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、承諾を得なければならない。</p> <p>の承諾を得た民間事業者等は、相手方から電磁的方法による交付等を受けない旨の申出があったときは、電磁的方法による交付等を行ってはならない。</p> <p>により行われた交付等については、書面により行わなければならないとした交付等に関する条例等に規定する書面により行われたものとみなして、当該交付等に関する条例等の規定を適用する。</p>
(7) 検査等に係る書面の範囲	<p>県の機関の職員が検査、調査等を行うため立入り等を行う場合においては、当該立入り等に係る帳簿、書類等に、当該帳簿、書類等に代えて作成又は保存がされている電磁的記録が含まれるものとみなす。</p>
(8) 規則への委任	<p>この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</p>
(9) 施行期日	<p>この条例は、公布の日から施行する。</p>

鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正について

#### 1 条例の改正理由

- (1) 鳥取市が特例市になることに伴い、知事の権限を移譲している事務のうち特例市の事務とされるものについて、条例による移譲事務から除く。また、特例市の事務に関連した事務は、併せて鳥取市が処理することとするよう、当該事務に係る権限を鳥取市に移譲する。
- (2) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づく事務のうち既に知事の権限を移譲しているものと一体的に行うことが適当な事務に係る権限を市町村に移譲する。

特例市制度...人口20万人以上の市について、当該市からの申出に基づき政令で指定することにより、  
権限をまとめて移譲するための制度

2 条例の概要

(1) 鳥取市の特例市移行に伴う改正

土地区画整理法、駐車場法及び都市計画法に基づく事務に係る権限は、鳥取市について、この条例  
による移譲事務から除く。

鳥取県公害防止条例に基づく汚水関係特定施設の設置の届出の受理等の事務は、鳥取市が新たに処  
理することとする。

(2) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づく事務に関する改正

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づく鳥獣の捕獲の許可の取消し等の事務は、各市町村  
が新たに処理することとする。

(3) (2)に関連して、東伯郡北栄町の設置に伴う関係条例の整理等に関する条例の一部を改正する。

(4) 施行期日等

施行期日は、(1)は平成17年10月1日、(2)及び(3)は公布の日とする。

所要の経過措置を講ずる。

鳥取県立人権ひろば21の設置及び管理に関する条例の一部改正について

1 条例の改正理由

(1) 地方自治法の一部改正に伴い、現在、財団法人等へ県が管理委託している公の施設については、平  
成18年9月1日までに指定管理者制度又は県直営のいずれかに移行することが必要。

(2) 現在社団法人鳥取県人権文化センターに管理委託している人権ひろば21について、指定管理者制度  
を平成18年4月1日から導入する。

(3) 人権ひろば21の管理は、人権分野を幅広く偏りなく調査研究・普及啓発する団体に行わせることが  
望ましいこと等から、公募によらず、知事がその候補者を選定する。

指定管理者制度...普通地方公共団体が設置する公の施設について、その目的を効果的に達成する必要  
があるときに、条例の定めるところにより、指定管理者(法人その他の団体であって当該普通地方  
公共団体が指定するもの)に、当該公の施設の管理を行わせる制度

人権ひろば21...県民が生涯を通じて主体的に人権について学習し、人権尊重の理念に対する理解を深  
めるための機会を提供し、もって人権意識の向上に資するために鳥取市に設置

2 条例の概要

人権ひろば21の管理を指定管理者に行わせるために必要な事項を、次のとおり定める。

(1) 指定管理者 による管理	人権ひろば21の施設設備の維持管理その他管理に関する業務を、指定管理者に行わせ る。
(2) 指定管理者 の選定の特例	指定管理者は、知事がその候補者を選定する。(社団法人鳥取県人権文化センターを 予定)
(3) 指定管理者 の管理の期間	3年間
(4) 開館時間及 び休館日	指定管理者が知事の承認を得て定める。
(5) 行為の制限	指定管理者は、施設設備を損傷する者等に対して、利用を拒み、又は退去を命ずること ができる。
(6) 措置命令	指定管理者は、人権ひろば21の適正な管理を図るため、利用者に対し、必要な措置を 命ずることができる。

(7) 施行期日	この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、(8)は、公布の日から施行する。
(8) 経過措置等	指定管理者の指定等の行為については、この条例の施行前においても行うことができる。 所要の経過措置を講ずる。

## 鳥取県特定非営利活動促進法施行条例の一部改正について

## 1 条例の改正理由

- (1) 知事所管の特定非営利活動法人の設立認証の申請時における添付書類の見直しを行うことにより、申請時における負担の軽減を図る。
- (2) 特定非営利活動促進法の一部改正により、知事所管の特定非営利活動法人が書類の保存等を行うのに際し、電子情報処理組織を利用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法によるための必要事項を条例で規定することとされたため、所要の改正を行う。

## 2 条例の概要

- (1) 知事所管の特定非営利活動法人の設立認証の申請時における当該法人の役員に係る住民票の写しについて、知事が住民基本台帳法の規定により本人確認情報を利用する場合及び他の都道府県知事から本人確認情報の提供を受ける場合の取扱いを、次のとおり変更する。
- 【 現 在 】設立認証の申請書に、住民票の写しの添付が必要  
【条例改正後】設立認証の申請書に、住民票の写しの添付は不要
- (2) 知事所管の特定非営利活動法人が鳥取県特定非営利活動促進法施行条例の規定に基づいて書類の保存、作成、閲覧、交付等を行う場合において、電子情報処理組織を利用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法によるために必要な事項は、規則で定める。
- (3) 施行期日は、公布の日とする。

## 鳥取県男女共同参画推進条例の一部改正について

## 1 条例の改正理由

県の各部局等の所掌事務の見直し(組織改正)に伴い、鳥取県男女共同参画審議会の庶務を処理する部を変更する。

## 2 条例の概要

- (1) 鳥取県男女共同参画審議会の庶務を企画部(現行規定では、生活環境部)において処理することとする。
- (2) 施行期日は、公布の日とする。

## 鳥取県立夢みなとタワーの設置及び管理に関する条例の一部改正について

## 1 条例の改正理由

- (1) 地方自治法の一部改正に伴い、現在、財団法人等へ県が管理委託している公の施設については、平成18年9月1日までに指定管理者制度又は県直営のいずれかに移行することが必要。
- (2) 現在財団法人鳥取県観光事業団に管理委託している夢みなとタワーについて、指定管理者制度を平成18年4月1日から導入する。

指定管理者制度...普通地方公共団体が設置する公の施設について、その目的を効果的に達成する必要があるときに、条例の定めるところにより、指定管理者(法人その他の団体であって当該普通地方公共団体が指定するもの)に、当該公の施設の管理を行わせる制度

夢みなとタワー...本県及び環日本海諸国を中心とする国内外の自然、歴史、文化等の紹介並びに物産の展示及び宣伝を行い、もって本県の観光の振興に資するため、境港市に設置

## 2 条例の概要

夢みなとタワー（以下「タワー」という。）の管理を指定管理者に行わせるために必要な事項を次のとおり定める。

(1) 指定管理者による管理	タワーの施設設備の維持管理その他管理に関する業務を、指定管理者に行わせる。
(2) 指定管理者の管理の期間	3年間
(3) 開館時間及び休館日	指定管理者が知事の承認を得て定める。
(4) 行為の制限等	指定管理者は、施設設備をき損する者等に対して、入館を拒み、又は退去を命ずることができる。
(5) 措置命令	指定管理者は、タワーの適正な管理を図るため、利用者に対し、必要な措置を命ずることができる。
(6) 利用の許可	タワーのうち、展望室、展示室、多目的ホール、映像シアター、企画展示室及び会議室（以下「展望室等」という。）を利用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。
(7) 料金	展望室等の利用料金については、別に定めるところにより、指定管理者にその収入として收受させる。 の場合において、指定管理者は展望室等の利用について、あらかじめ知事の承認を得て定めた額の料金を徴収する。
(8) 料金の減免	指定管理者は、あらかじめ知事の承認を得て定めた基準に従い、展望室等の利用料金を減免しなければならない。
(9) 施行期日	この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし(10)の は、公布の日から施行する。
(10) 経過措置等	指定管理者の指定等の行為については、この条例の施行前においても行うことができる。 所要の経過措置を講ずる。

## 条 例

鳥取県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例をここに公布する。

平成17年7月12日

鳥取県知事 片 山 善 博

### 鳥取県条例第48号

鳥取県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、条例等の規定により民間事業者等が行う書面の保存等に関し、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」という。）により行うことができるよう

にするための共通する事項を定めることにより、電磁的方法による情報処理の促進を図るとともに、書面の保存等に係る負担の軽減等を通じて県民の利便性の向上を図り、もって県民生活の向上及び県民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 条例等 条例及び執行機関の規則(地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第2項に規定する規程及び地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第10条に規定する企業管理規程を含む。)をいう。
- (2) 県の機関 知事、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、公安委員会、警察本部長、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会及び病院事業の管理者若しくはこれらに置かれる機関又はこれらの機関の職員であって法律及び法律に基づく命令並びに条例等により独立に権限を行使することを認められたものをいう。
- (3) 民間事業者等 条例等の規定により書面又は電磁的記録の保存等をしなければならないものとされている民間事業者その他の者をいう。
- (4) 書面 書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。
- (5) 電磁的記録 電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。
- (6) 保存 民間事業者等が書面又は電磁的記録を保存し、保管し、管理し、備え、備え置き、備え付け、又は常備することをいう。
- (7) 作成 民間事業者等が書面又は電磁的記録を作成し、記載し、記録し、又は調製することをいう。
- (8) 署名等 署名、記名、自署、連署、押印その他氏名又は名称を書面に記載することをいう。
- (9) 縦覧等 民間事業者等が書面又は電磁的記録に記録されている事項を縦覧若しくは閲覧に供し、又は謄写をさせることをいう。
- (10) 交付等 民間事業者等が書面又は電磁的記録に記録されている事項を交付し、若しくは提出し、又は提供することをいう。ただし、鳥取県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成16年鳥取県条例第42号)第2条第6号に掲げる申請等として行うものを除く。
- (11) 保存等 保存、作成、縦覧等又は交付等をいう。

(電磁的記録による保存)

第3条 民間事業者等は、保存のうち当該保存に関する他の条例等の規定により書面により行わなければならないとされているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、県の機関が別に定めるところにより、書面の保存に代えて当該書面に係る電磁的記録の保存を行うことができる。

- 2 前項の規定により行われた保存については、当該保存を書面により行わなければならないとした保存に関する条例等の規定に規定する書面により行われたものとみなして、当該保存に関する条例等の規定を適用する。

(電磁的記録による作成)

第4条 民間事業者等は、作成のうち当該作成に関する他の条例等の規定により書面により行わなければならないとされているもの(当該作成に係る書面又はその原本、謄本、抄本若しくは写しが条例等の規定により保存をしなければならないとされているものに限る。)については、当該他の条例等の規定にかかわらず、県の機関が別に定めるところにより、書面の作成に代えて当該書面に係る電磁的記録の作成を行うことができる。

- 2 前項の規定により行われた作成については、当該作成を書面により行わなければならないとした作成に関する条例等の規定に規定する書面により行われたものとみなして、当該作成に関する条例等の規定を適用する。

- 3 第1項の場合において、民間事業者等は、当該作成に関する他の条例等の規定により署名等をしなければならないとされているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって県の機関が定めるものをもって当該署名等に代えることができる。

(電磁的記録による縦覧等)

第5条 民間事業者等は、縦覧等のうち当該縦覧等に関する他の条例等の規定により書面により行わなければならないとされているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、県の機関が別に定めるところにより、書面の縦覧等に代えて当該書面に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類の縦覧等を行うことができる。

2 前項の規定により行われた縦覧等については、当該縦覧等を書面により行わなければならないとした縦覧等に関する条例等の規定に規定する書面により行われたものとみなして、当該縦覧等に関する条例等の規定を適用する。

(電磁的記録による交付等)

第6条 民間事業者等は、交付等のうち当該交付等に関する他の条例等の規定により書面により行わなければならないとされているもの(当該交付等に係る書面又はその原本、謄本、抄本若しくは写しが条例等の規定により保存をしなければならないとされているものに限る。)については、当該他の条例等の規定にかかわらず、書面の交付等に代えて電磁的方法であって県の機関が別に定めるものにより当該書面に係る電磁的記録に記録されている事項の交付等を行うことができる。

2 民間事業者等は、前項の規定により同項に規定する事項の交付等を行おうとするときは、県の機関が別に定めるところにより、あらかじめ、当該交付等の相手方に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

3 前項の規定による承諾を得た民間事業者等は、同項の相手方から書面又は電磁的方法により電磁的方法による交付等を受けない旨の申出があったときは、当該相手方に対し、第1項に規定する事項の交付等を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該相手方が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

4 第1項の規定により行われた交付等については、当該交付等を書面により行わなければならないとした交付等に関する条例等の規定に規定する書面により行われたものとみなして、当該交付等に関する条例等の規定を適用する。

(検査等に係る書面の範囲)

第7条 県の機関の職員が、他の条例等の規定により、検査、調査等を行うため立入り等を行う場合においては、当該他の条例等に規定する立入り等に係る帳簿、書類等に、これらの作成又は保存に代えて電磁的記録の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録が含まれるものとみなして、当該他の条例等の規定を適用する。

(規則への委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年7月12日

鳥取県知事 片 山 善 博

#### 鳥取県条例第49号

鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

第1条 鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例(平成11年鳥取県条例第35号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目(以下この条において「移動別表細目」)

という。)に対応する次の表の改正後の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目(以下この条において「移動後別表細目」という。)が存在する場合には、当該移動別表細目を当該移動後別表細目とし、移動後別表細目に対応する移動別表細目が存在しない場合には、当該移動後別表細目(以下この条において「追加別表細目」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(別表の細目の表示を除く。以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分(別表の細目の表示及び追加別表細目を除く。)に改める。

改 正 後		改 正 前	
別表(第2条関係)		別表(第2条関係)	
事 務	市町村等	事 務	市町村等
1~25 略		1~25 略	
26 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1) 第9条第1項の規定による鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可(被害の防止を目的とする狩猟鳥獣(クマを除く。)又は狩猟鳥獣以外の鳥獣でヘラサギ、ホンドモモンガ、ヤマネ、オオハクチョウ、シノリガモ、ハイロチュウヒ、コミミズク、コノハズク、カヤクグリ及びホシガラス以外のものの捕獲等(かすみ網を使用する方法以外の猟法を用いるものに限る。)及びカルガモ、キジバト、ドバト、スズメ、ハシボソガラス、ハシブトガラス、カワウ、ダイサギ、チュウサギ、アオサギ又はコサギの卵の採取等に係るものに限る。(2)から(16)までにおいて同じ。) (2)~(6) 略 (7) 第10条第1項の規定による必要な措置の命令 (8) 第10条第2項の規定による許可の取消し (9) 略 (10) 第19条第3項の規定による登録票の交付 (11) 略 (12) 略 (13) 略 (14) 略 (15) 第22条第1項の規定による必要な措置の命令 (16) 第22条第2項の規定による登録	各市町村	26 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1) 第9条第1項の規定による鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可(被害の防止を目的とする狩猟鳥獣(クマを除く。)又は狩猟鳥獣以外の鳥獣でヘラサギ、ホンドモモンガ、ヤマネ、オオハクチョウ、シノリガモ、ハイロチュウヒ、コミミズク、コノハズク、カヤクグリ及びホシガラス以外のものの捕獲等(かすみ網を使用する方法以外の猟法を用いるものに限る。)及びカルガモ、キジバト、ドバト、スズメ、ハシボソガラス、ハシブトガラス、カワウ、ダイサギ、チュウサギ、アオサギ又はコサギの卵の採取等に係るものに限る。(2)から(11)までにおいて同じ。) (2)~(6) 略  (7) 略  (8) 略 (9) 略 (10) 略 (11) 略	各市町村



<p>の取消し</p> <p>(17) 略</p> <p>(18) 第24条第5項の規定による販売許可証の交付</p> <p>(19) 第24条第6項の規定による販売許可証の再交付</p> <p>(20) 第24条第8項の規定による販売許可証の返納の受理</p> <p>(21) 第24条第9項の規定による必要な措置の命令</p> <p>(22) 第24条第10項の規定による許可の取消し</p> <p>(23) 第75条第1項の規定による報告の徴収(この項に規定する事務に係るものに限る。(24)において同じ。)</p> <p>(24) 略</p>		<p>(12) 略</p> <p>(13) 第75条第1項の規定による報告の徴収(この項に規定する事務に係るものに限る。(14)において同じ。)</p> <p>(14) 略</p>	
<p>27 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則(平成14年環境省令第28号)に基づく事務のうち、26の項に規定する事務に係る事務で次に掲げるもの</p> <p>(1) 第7条第3項の規定による書類の提出の要求</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 略</p> <p>(7) 第24条第2項の規定による必要と認める書類の提出の要求</p> <p>(8) 第24条第5項の規定による氏名又は住所の変更の届出の受理</p> <p>(9) 第24条第6項の規定による販売許可証の亡失の届出の受理</p>	<p>各市町村</p>	<p>27 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則(平成14年環境省令第28号)に基づく事務のうち、26の項に規定する事務に係る事務で次に掲げるもの</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 略</p>	<p>各市町村</p>
<p>28 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1)~(3) 略</p> <p>(4) 第9条第9項の規定による許可証又は従事者証の再交付</p> <p>(5)及び(6) 略</p> <p>(7) 第10条第1項の規定による必要な措置の命令</p> <p>(8) 第10条第2項の規定による許可の取消し</p> <p>(9) 略</p> <p>(10) 第19条第3項の規定による登録票の交付</p>	<p>鳥取市、倉吉市、八頭郡の町並びに東伯郡大栄町及び琴浦町</p>	<p>28 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1)~(3) 略</p> <p>(4) 第9条第9項の規定による許可証又は従事者証の再交付の申請の受理</p> <p>(5)及び(6) 略</p> <p>(7) 略</p>	<p>鳥取市、倉吉市、八頭郡の町並びに東伯郡大栄町及び琴浦町</p>

<p>(11) 略</p> <p>(12) 第19条第6項(第21条第2項において準用する場合を含む。)の規定による登録票の再交付</p> <p>(13) 略</p> <p>(14) 略</p> <p>(15) 第22条第1項の規定による必要な措置の命令</p> <p>(16) 第22条第2項の規定による登録の取消し</p> <p>(17) 第75条第1項の規定による報告の徴収(この項に規定する事務に係るものに限る。(18)において同じ。)</p> <p>(18) 略</p>	<p>(8) 略</p> <p>(9) 第19条第6項(第21条第2項において準用する場合を含む。)の規定による登録票の再交付の受理</p> <p>(10) 略</p> <p>(11) 略</p> <p>(12) 第75条第1項の規定による報告の徴収(この項に規定する事務に係るものに限る。(13)において同じ。)</p> <p>(13) 略</p>
<p>29 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則に基づく事務のうち、28の項に規定する事務に係る事務で27の項(1)から(6)までに掲げるもの</p>	<p>鳥取市、倉吉市、八頭郡の町並びに東伯郡大栄町及び琴浦町</p>
<p>30～48 略</p>	<p>30～48 略</p>

第2条 鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後		改 正 前	
別表(第2条関係)		別表(第2条関係)	
事 務	市町村等	事 務	市町村等
1～9 略		1～9 略	
<p>9の2 鳥取県公害防止条例(昭和46年鳥取県条例第35号)に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 第35条の規定による汚水関係特定施設の設置の届出の受理</p> <p>(2) 第36条の規定による汚水関係特定施設の届出の受理</p> <p>(3) 第37条の規定による汚水関係特定施設の構造等の変更の届出の受理</p> <p>(4) 第38条の規定による計画の変更等の命令</p> <p>(5) 第39条第2項の規定による期間</p>	<p>鳥取市</p>		

<p>の短縮                      ( 6 ) 第40条の規定による氏名の変更等の届出の受理                      ( 7 ) 第41条第 3 項の規定による地位の承継の届出の受理                      ( 8 ) 第43条第 1 項の規定による汚水関係特定施設の構造等の改善等の命令                      ( 9 ) 第45条第 2 項の規定による特定汚水等の処理の方法の変更等の命令                      (10) 第60条第 1 項の規定による必要な報告の要求及び立入検査のうちこの項に規定する事務に係るもの</p>			
<p>10 鳥取県公害防止条例に基づく事務のうち、次に掲げるもの                      ( 1 )~(15) 略</p>	<p>各市町村</p>	<p>10 鳥取県公害防止条例(昭和46年鳥取県条例第35号)に基づく事務のうち、次に掲げるもの                      ( 1 )~(15) 略</p>	<p>各市町村</p>
<p>11~33 略</p>		<p>11~33 略</p>	
<p>34 土地区画整理法(昭和29年法律第119号)に基づく事務のうち、次に掲げるもの                      ( 1 )~(11) 略</p>	<p>米子市及び倉吉市</p>	<p>34 土地区画整理法(昭和29年法律第119号)に基づく事務のうち、次に掲げるもの                      ( 1 )~(11) 略</p>	<p>鳥取市、米子市及び倉吉市</p>
<p>34の 2 土地区画整理法に基づく事務のうち、次に掲げるもの                      ( 1 )~(21) 略</p>	<p>米子市、倉吉市及び東伯郡三朝町</p>	<p>34の 2 土地区画整理法に基づく事務のうち、次に掲げるもの                      ( 1 )~(21) 略</p>	<p>鳥取市、米子市、倉吉市及び東伯郡三朝町</p>
<p>35 土地区画整理法施行令(昭和30年政令第47号)第16条第 2 項の規定による公告</p>	<p>米子市、倉吉市及び東伯郡三朝町</p>	<p>35 土地区画整理法施行令(昭和30年政令第47号)第16条第 2 項の規定による公告</p>	<p>鳥取市、米子市、倉吉市及び東伯郡三朝町</p>
<p>36 土地区画整理法に基づく事務のうち、次に掲げるもの                      ( 1 )~( 4 ) 略</p>	<p>米子市、倉吉市、境港市及び各町村</p>	<p>36 土地区画整理法に基づく事務のうち、次に掲げるもの                      ( 1 )~( 4 ) 略</p>	<p>各市町村</p>
<p>37 土地区画整理法に基づく事務のうち、個人施行者(市町村を除く。)及び土地区画整理組合が施行する土地区画整理事業に係る事務で次に掲げるもの                      ( 1 )~( 5 ) 略</p>	<p>米子市、倉吉市、境港市及び東伯郡三朝町</p>	<p>37 土地区画整理法に基づく事務のうち、個人施行者(市町村を除く。)及び土地区画整理組合が施行する土地区画整理事業に係る事務で次に掲げるもの                      ( 1 )~( 5 ) 略</p>	<p>各市及び東伯郡三朝町</p>
<p>38 略</p>		<p>38 略</p>	
<p>39 駐車場法(昭和32年法律第106号)に基づく事務のうち、次に掲げるもの                      ( 1 )~( 6 ) 略</p>	<p>米子市、倉吉市及び境港市</p>	<p>39 駐車場法(昭和32年法律第106号)に基づく事務のうち、次に掲げるもの                      ( 1 )~( 6 ) 略</p>	<p>各市</p>
<p>39の 2 及び39の 3 略</p>		<p>39の 2 及び39の 3 略</p>	
<p>40 都市計画法(昭和43年法律第100号)に基づく事務のうち、次に掲げるもの                      ( 1 )~(11) 略</p>	<p>米子市、倉吉市、境港市及び各町</p>	<p>40 都市計画法(昭和43年法律第100号)に基づく事務のうち、次に掲げるもの                      ( 1 )~(11) 略</p>	<p>各市町村</p>

	村		
41 都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号）第60条の規定による書面の交付の請求の受理のうち、40の項に規定する事務に係るもの	米子市、倉吉市、境港市及び各町村	41 都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号）第60条の規定による書面の交付の請求の受理のうち、40の項に規定する事務に係るもの	各市町村
42 都市計画法に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)~(19) 略	米子市、倉吉市並びに東伯郡三朝町、湯梨浜町及び琴浦町	42 都市計画法に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)~(19) 略	鳥取市、米子市、倉吉市並びに東伯郡三朝町、湯梨浜町及び琴浦町
43~48 略		43~48 略	

附 則

( 施行期日 )

1 この条例は、平成17年10月1日から施行する。ただし、第1条の改正及び附則第4項から第6項までの規定は、公布の日から施行する。

( 経過措置 )

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前にされた申請等に対する第2条の規定による改正後の鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（次項において「新条例」という。）別表9の2の項、34の項から37の項まで、39の項及び40の項から42の項までに掲げる許可等の処分その他の行為（次項において「移譲事務」という。）については、なお従前の例による。

3 施行日前に知事又はその委任を受けた者がした移譲事務は、新条例第2条の規定により事務を処理する市町村のした移譲事務とみなす。前項の規定により知事又はその委任を受けた者がする移譲事務についても、同様とする。

4 この条例の公布の日（以下「公布日」という。）前にされた申請等に対する第1条の規定による改正後の鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（以下「新条例」という。）別表26の項から29の項までに掲げる許可等の処分その他の行為（以下「移譲事務」という。）については、なお従前の例による。

5 公布日前に知事又はその委任を受けた者がした移譲事務は、新条例第2条の規定により事務を処理する市町村のした移譲事務とみなす。前項の規定により知事又はその委任を受けた者がする移譲事務についても、同様とする。

( 東伯郡北栄町の設置に伴う関係条例の整理等に関する条例の一部改正 )

6 東伯郡北栄町の設置に伴う関係条例の整理等に関する条例（平成17年鳥取県条例第9号）の一部を次のように改正する。

第1条の鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例別表の規定中、28の項及び29の項の改正規定を次のように改める。

改 正 後		改 正 前	
28 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)~(18) 略	鳥取市、倉吉市、八頭郡の町並びに東伯郡琴浦町及び北栄町	28 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)~(18) 略	鳥取市、倉吉市、八頭郡の町並びに東伯郡大栄町及び琴浦町

29 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則に基づく事務のうち、28の項に規定する事務に係る事務で27の項( 1 )から( 6 )までに掲げるもの	鳥取市、倉吉市、八頭郡の町並びに東伯郡琴浦町及び北栄町
---	-----------------------------

29 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則に基づく事務のうち、28の項に規定する事務に係る事務で27の項( 1 )から( 6 )までに掲げるもの	鳥取市、倉吉市、八頭郡の町並びに東伯郡大栄町及び琴浦町
---	-----------------------------

鳥取県立人権ひろば21の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年 7月12日

鳥取県知事 片 山 善 博

**鳥取県条例第50号**

鳥取県立人権ひろば21の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県立人権ひろば21の設置及び管理に関する条例（平成13年鳥取県条例第47号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動条」という。）に対応する同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動後条」という。）が存在する場合には、当該移動条を当該移動後条とし、移動条に対応する移動後条が存在しない場合には、当該移動条（以下「削除条」という。）を削り、移動後条に対応する移動条が存在しない場合には、当該移動後条（以下「追加条」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び削除条を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び追加条を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、<u>地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)</u>第244条の2第1項の規定に基づき、鳥取県立人権ひろば21の設置及びその管理に関する事項について定めることを目的とする。</p> <p>(指定管理者による管理)</p> <p>第3条 知事は、<u>法第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であって、知事が指定するもの(以下「指定管理者」という。)</u>に、<u>人権ひろば21に係る次に掲げる業務を行わせるものとする。</u></p> <p>(1) <u>人権ひろば21の施設設備の維持管理に関する業務</u></p> <p>(2) <u>前号に掲げるもののほか、人権ひろば21の管理に関する業務のうち、知事のみ</u>の権限に属する事務</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第1項の規定に基づき、鳥取県立人権ひろば21の設置及びその管理に関する事項について定めることを目的とする。</p>

## を除く業務

## (指定管理者の選定の特例)

第4条 知事は、鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（平成16年鳥取県条例第67号。以下「指定管理者条例」という。）第5条第1項第1号及び第3項の規定により、指定管理者条例第3条及び第4条の規定によらず、人権ひろば21の指定管理者の候補者を選定するものとする。

## (指定管理者の管理の期間)

第5条 指定管理者が第3条に規定する業務を行う期間は、同条に規定する知事の指定を受けた日の属する年度の翌年度の4月1日（当該指定を受けた日が4月1日である場合は、当該日）から3年間とする。ただし、再指定による期間の更新を妨げない。

## (開館時間及び休館日)

第6条 人権ひろば21の開館時間は、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て定める。  
2 人権ひろば21の休館日は、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て定める。

## (行為の制限等)

第7条 人権ひろば21においては、次の行為をしてはならない。  
(1)～(3) 略  
(4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める行為  
2 指定管理者は、前項の規定に違反し、又はそのおそれのある者に対しては、人権ひろば21の利用を拒み、又は人権ひろば21からの退去を命ずることができる。

## (措置命令)

第8条 指定管理者は、人権ひろば21の適正な管理を図るため必要があると認めるときは、人権ひろば21を利用する者に対し、必要な措置を命ずることができる。

## (規則への委任)

第9条 略

## (行為の制限等)

第3条 人権ひろば21においては、次の行為をしてはならない。  
(1)～(3) 略  
(4) その他知事が別に定める行為  
2 知事は、前項の規定に違反し、又はそのおそれのある者に対しては、人権ひろば21の利用を拒み、又は人権ひろば21からの退去を命ずることができる。

## (措置命令)

第4条 知事は、人権ひろば21の適正な管理を図るため必要があると認めるときは、人権ひろば21を利用する者に対し、必要な措置を命ずることができる。

## (管理の委託)

第5条 知事は、人権ひろば21の管理を社団法人鳥取県人権文化センターに委託する。

## (規則への委任)

第6条 略

## 附 則

## (施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

## (準備行為)

2 改正後の鳥取県立人権ひろば21の設置及び管理に関する条例（以下「新条例」という。）第3条の規定による指定及び新条例第4条の規定による選定並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

（経過措置）

3 この条例の施行の日前に改正前の鳥取県立人権ひろば21の設置及び管理に関する条例の規定によりされた行為の制限、措置命令等は、新条例の相当する規定によりされた行為の制限、措置命令等とみなす。

鳥取県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年7月12日

鳥取県知事 片 山 善 博

**鳥取県条例第51号**

鳥取県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例

鳥取県特定非営利活動促進法施行条例（平成10年鳥取県条例第20号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>（役員の住所又は居所を証する書面）</p> <p>第3条 略</p> <p>2 略</p> <p><u>3 第1項の規定にかかわらず、知事が住民基本台帳法第30条の8第1項の規定により当該役員に係る本人確認情報を利用する場合及び同法第30条の7第5項の規定により他の都道府県の知事（同法第30条の10第1項の規定により同項の指定情報処理機関に行わせている場合にあっては、当該指定情報処理機関）から当該役員に係る本人確認情報の提供を受ける場合は、第2条の申請書には、第1項第1号に掲げる書面を添付することを要しない。</u></p>	<p>（役員の住所又は居所を証する書面）</p> <p>第3条 略</p> <p>2 略</p>
<p>（情報通信の技術を利用する方法による手続等）</p> <p>第7条 略</p> <p><u>2 法第44条の3の規定により、民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成16年法律第149号）第3条から第6条までの規定により電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法による場合に関し定める事項については、規則で定める。</u></p>	<p>（情報通信の技術を利用する方法による手続等）</p> <p>第7条 略</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

鳥取県男女共同参画推進条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年7月12日

鳥取県知事 片 山 善 博

#### 鳥取県条例第52号

鳥取県男女共同参画推進条例の一部を改正する条例

鳥取県男女共同参画推進条例（平成12年鳥取県条例第83号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
( 庶 務 ) 第37条 審議会の庶務は、 <u>企画部</u> において処理する。	( 庶 務 ) 第37条 審議会の庶務は、 <u>生活環境部</u> において処理する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

鳥取県立夢みなとタワーの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年7月12日

鳥取県知事 片 山 善 博

#### 鳥取県条例第53号

鳥取県立夢みなとタワーの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県立夢みなとタワーの設置及び管理に関する条例（平成9年鳥取県条例第25号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号（以下「移動条項等」という。）に対応する同表の改正後の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号（以下「移動後条項等」という。）が存在する場合には、当該移動条項等を当該移動後条項等とし、移動条項等に対応する移動後条項等が存在しない場合には、当該移動条項等（以下「削除条項等」という。）を削り、移動後条項等に対応する移動条項等が存在しない場合には、当該移動後条項等（以下「追加条項等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条及び号の表示並びに削除条項等を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条及び号の表示並びに追加条項等を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。



改 正 後	改 正 前
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第244条の2第1項の規定に基づき、鳥取県立夢みなとタワーの設置及び管理に関する事項について定めることを目的とする。</p> <p>(指定管理者による管理)</p> <p>第3条 知事は、法第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であって、知事が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に、タワーに係る次に掲げる業務を行わせるものとする。</p> <p>(1) <u>タワーの施設設備の維持管理に関する事項</u></p> <p>(2) <u>前号に掲げるもののほか、タワーの管理に関する業務のうち、知事のみ</u>の権限に属する事務を除く業務</p> <p>(指定管理者の管理の期間)</p> <p>第4条 指定管理者が前条に規定する業務を行う期間は、同条に規定する知事の指定を受けた日の属する年度の翌年度の4月1日(当該指定を受けた日が4月1日である場合は、当該日)から3年間とする。ただし、再指定による期間の更新を妨げない。</p> <p>(開館時間及び休館日)</p> <p>第5条 <u>タワーの開館時間は、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て定める。</u></p> <p>2 <u>タワーの休館日は、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て定める。</u></p> <p>(行為の制限等)</p> <p>第6条 <u>タワーにおいては、次の行為をしてはならない。</u></p> <p>(1) <u>タワーの施設設備又は展示物をき損し、若しくは汚損し、又はそのおそれのある行為をすること。</u></p> <p>(2) <u>指定管理者の許可を受けないでタワーの展示物を模写し、又は撮影すること。</u></p> <p>(3)及び(4) 略</p> <p>(5) <u>前各号に掲げるもののほか、規則で定める行為</u></p> <p>2 指定管理者は、前項の規定に違反し、又はそのおそれのある者に対しては、タワーへの入館を拒み、又はタワーからの退去を命ずることができる。</p> <p>(措置命令)</p> <p>第7条 指定管理者は、タワーの適正な管理を図るため必要があると認めるときは、タワーを利用する者に対し、必要な措置を命ずることができる。</p> <p>(利用の許可)</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第1項の規定に基づき、鳥取県立夢みなとタワーの設置及び管理に関する事項について定めることを目的とする。</p> <p>(行為の制限等)</p> <p>第3条 <u>タワーにおいては、次の行為をしてはならない。</u></p> <p>(1) <u>タワーの施設設備又は展示物を毀損し、若しくは汚損し、又はそのおそれのある行為をすること。</u></p> <p>(2) <u>知事の許可を受けないでタワーの展示物を模写し、又は撮影すること。</u></p> <p>(3)及び(4) 略</p> <p>(5) <u>その他知事が別に定める行為</u></p> <p>2 知事は、前項の規定に違反し、又はそのおそれのある者に対しては、タワーへの入館を拒み、又はタワーからの退去を命ずることができる。</p> <p>(措置命令)</p> <p>第4条 知事は、タワーの適正な管理を図るため必要があると認めるときは、タワーを利用する者に対し、必要な措置を命ずることができる。</p> <p>(利用の許可)</p>

第8条 次に掲げるタワーの施設を利用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。

(1)~(3) 略

2 指定管理者は、その利用が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、前項の許可（以下「利用許可」という。）をしなければならない。

(1) 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。

(2) タワーの施設設備をき損し、若しくは汚損し、又はそのおそれがあると認められるとき。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団その他集团的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、タワーの管理上支障があるものとして規則で定める場合に該当するとき。

3 指定管理者は、タワーの管理上必要があると認めるときは、利用許可に条件を付することができる。

（利用許可の取消し）

第9条 指定管理者は、前条の規定による利用許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用許可を取り消すことができる。

(1) 略

(2) 第7条の命令に従わないとき。

(3) 略

(4) 略

(5) 略

(6) 前各号に掲げるもののほか、タワーの管理上支障がある行為をし、又はそのおそれのあるとき。

（利用料金）

第10条 第8条第1項各号に掲げるタワーの施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）は、別に定めるところにより、指定管理者にその収入として収受させる。

2 利用料金は、指定管理者が、あらかじめ知事の承認を得て定める。

3 知事は、前項の規定により利用料金を承認したとき

第5条 次に掲げるタワーの施設を利用しようとする者は、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。

(1)~(3) 略

（利用許可の取消し）

第6条 知事は、前条の規定による許可（以下「利用許可」という。）を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該利用許可を取り消すことができる。

(1) 略

(2) 略

(3) 略

(4) 略

(5) その他タワーの管理上支障がある行為をし、又はそのおそれのあるとき。

（管理の委託）

第7条 知事は、タワーの管理を、物産観光センター以外の施設については財団法人鳥取県観光事業団（以下「観光事業団」という。）に、物産観光センターについては境港市に、それぞれ委託する。

（利用料金）

第8条 第5条各号に掲げるタワーの施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）は、観光事業団にその収入として収受させる。

2 利用料金は、観光事業団があらかじめ知事の承認を受けて定めるものとする。

3 知事は、利用料金を承認したときは、速やかに当該

は、速やかに当該利用料金を告示するものとする。

(利用料金の減免)

第11条 指定管理者は、あらかじめ知事の承認を得て定めた基準に従い、利用料金を減額し、又は免除しなければならない。

(規則への委任)

第12条 略

利用料金を告示するものとする。

(利用料金の減免)

第9条 観光事業団は、規則で定めるところにより、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(規則への委任)

第10条 略

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 改正後の鳥取県立夢みなとタワーの設置及び管理に関する条例(以下「新条例」という。)第3条の規定による指定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(経過措置)

3 この条例の施行の日前に改正前の鳥取県立夢みなとタワーの設置及び管理に関する条例の規定によりされた許可その他の行為は、新条例の相当する規定によりされた許可その他の行為とみなす。

